

住民の声で政治を変えよう会規約

(名称)

第1条 この会は、住民の声で政治を変えよう会（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を、新潟県内に置く。

2 前項の事務所その他、必要に応じて従たる事務所を置くことができる。

(目的)

第3条 本会は、住民が住みやすい地域にするために地域住民の声を政治に反映させることを目標とし、その実現のために必要な政治活動等を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 政治活動および選挙運動
- (2) SNS による情報発信
- (3) 会報等の発刊および配布
- (4) 講演会、講習会およびセミナーなどの開催
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 本会の目的に賛同し、入会の意思を示した満18歳以上の者をもって会員とする。

2 会員は所定の会費を納入しなければならない。

(会費)

第6条 本会の会費は、年額500円とする。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

代表者、会計責任者、会計職務代行者

2 必要に応じて新たな役員を置くことができる。

(経費)

第8条 本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

附 則

本規約は、令和3年6月15日より施行する。